

2022 年 9 月 8 日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

## 「電子交換所」への移行にともなうお知らせ

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、2022 年 11 月 4 日より手形・小切手にかかる取扱方法を下記のとおり変更させていただきますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 電子交換所の設立

全国銀行協会では、2022 年 11 月 4 日これまで全国各地に設置されている手形交換所を廃止して、手形・小切手交換を電子化したイメージデータにより決済する「電子交換所」を設立します。

なお、電子交換所設立後も従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけるほか、お客さまが現在お持ちの手形・小切手用紙につきましても引き続きご利用いただけます。

#### 2 資金化日時（払戻可能日時）の変更

電子交換所の設立後は、全国共通のひとつの交換所で決済されます。これにともない、当行は代金取立された手形の払戻可能日時を変更しますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

| 払戻可能日時 | 手 形                    |
|--------|------------------------|
|        | 交換呈示日（支払期日）の翌営業日の 12 時 |

（注意）支払期日が 2022 年 11 月 3 日以降の手形は、交換呈示日（支払期日）当日に、手形資金を払い戻すことができませんのでご注意ください。

#### 3 手形・小切手用紙への記入に関する留意事項

電子交換所では、手形・小切手の券面の情報を読み取り、電子データ化のうえ、金融機関間でイメージデータの送受信を行います。券面に所定の項目以外の記入や不鮮明な箇所があった場合、決済できない可能性がありますので、以下の点についてご注意ください。

##### (1) 金額欄の記入方法

|                              |                                                                                                                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アラビア数字（算用数字、1, 2, 3…）を使用する場合 | ○チェックライターや手形発行機等をご使用ください。<br>○金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」「★」等の終止符号を印字するほか、3 桁ごとに「,」を印字してください。<br>○チェックライターによる印字は鮮明となるよう、インクの濃さをご確認ください。 |
| 漢数字でご記入の場合                   | ○文字の間を詰め、下表の漢字のみを使用してください。（下表の漢字以外は読取ることができません。）<br>○崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。<br>○金額の頭には「金」、その終わりには「円」を記入してください。                  |

【電子交換所で読取可能な漢数字】

|     | 1 |   |   | 2 |   |   | 3 |   | 4 |   |   | 5 |   | 6 |   | 7 |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 漢数字 | 壹 | 弍 | 弍 | 弍 | 弍 | 貳 | 貳 | 参 | 参 | 四 | 泗 | 肆 | 五 | 伍 | 六 | 陸 | 七 | 漆 |

|     | 8 |   | 9 |   | 10 |   | 100 |   |   | 1,000 |   |   | 10,000 |   |
|-----|---|---|---|---|----|---|-----|---|---|-------|---|---|--------|---|
| 漢数字 | 八 | 捌 | 九 | 玖 | 拾  | 什 | 百   | 陌 | 佰 | 千     | 仟 | 阡 | 万      | 萬 |

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

【崩し字の例】



(2) 訂正方法

a 金額を誤記された場合

訂正せずに、新しい手形・小切手を使用してください。

b 金額以外を誤記された場合

訂正箇所にお届け印を押印してください。ただし、訂正の記入内容や押印が金額欄、銀行名、QRコード（※）に重ならないようにしてください。※当行の手形小切手にQRコードは印刷しません。

No. \_\_\_\_\_

**約束手形** AF74537  
**株式会社〇〇商事**  
~~株式会社××商事~~ 殿

見本

収  
入  
印  
紙  
  
印

金額
金壹千萬円

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします  
 令和 ×年 ×月 ×日

(3) 禁止事項・留意事項

手形券面へのメモ書きや文字による複記や補記は行わないでください。（鉛筆書きを含みます。）金額欄への押印や金額の複記は行わないでください。

届出印不鮮明、印相違等で決済できない場合は、取立依頼人にご返却させていただくこともございますので、あらかじめご了承願います。

No. \_\_\_\_\_

**約束手形** AF74537  
**株式会社××商事** 殿

見本

収  
入  
印  
紙  
  
印

金額

金壹千万円

× ¥10,000,000

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引換えにお支払いいたします  
 令和 ×年 ×月 ×日

#### 4 電子的な決済手段への移行をご検討ください

金融界では、政府において閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向け、政府や産業界と連携をはかりながら、2026 年度末までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や各種管理コストの削減等、発行側・受取側の双方にあります。

##### 【電子化のメリット】

| 支払企業側  |                                  | 受取企業側    |                                   |
|--------|----------------------------------|----------|-----------------------------------|
| コスト削減  | 印紙税、手形用紙代、郵送料が不要です。              | コスト削減    | 領収書にかかる印紙税、郵送料や取立手数料も不要です。        |
| 事務負担軽減 | 手形の振出作業、郵送作業等、支払に関する事務負担が軽減されます。 | 事務負担軽減   | 領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務等は不要です。     |
| リスク低減  | 現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、災害時にも安心です。  | リスク低減    | 現物がいないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。 |
|        |                                  | 資金繰りの円滑化 | 支払期日に資金化が可能です。                    |

なお、当行では「〈あきぎん〉でんさいネット」、「〈あきぎん〉ビジネス I B」などのサービスをご用意しております。お申込みにつきましては、窓口へお問い合わせください。

#### 5 その他のお知らせ

##### (1) 当座勘定規定の改正について

電子交換所の決済開始日である 2022 年 11 月 4 日（金）より、当座勘定規定を改定いたします。改正後の規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

詳しくは「当座勘定規定の改正のお知らせ」をご覧ください。

##### (2) 手形・小切手関連の手数料の改定について

電子交換所での決済開始にともない、手形・小切手関連の手数料改定を予定しています。

詳細につきましては後日、当行ホームページ等でお知らせいたします。

(以 上)

##### 【本件に関する問い合わせ先】

事務統括部 石川・佐藤基（内線 51140・50420）

TEL：018-863-1212（代表）